

(別紙 1)

令和 7 年度プレシニア層向け DX・リスクリング体験講座実施業務仕様書

1 業務名

令和 7 年度プレシニア層向け DX・リスクリング体験講座実施業務（以下「本業務」という。）

2 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 6 日（金）まで

3 本業務の目的

本業務は、鳥取県内の様々な業種の中小企業におけるデジタル分野に苦手意識を持つ経営者や管理職等のプレシニア層を主な対象として、デジタル分野におけるリスクリングに関する講演会や体験講座を実施する。これにより、プレシニア層のデジタル分野に対する苦手意識を払しょくするとともに、組織内における DX・リスクリング推進に向けた管理職の役割への理解を深め、学びが定着・評価される組織風土の醸成や組織の業務効率化の推進を図る。

4 本業務の内容

(1) DX・リスクリング講演会の企画及び実施に関すること

ア 実施方針

- (ア) 鳥取県内企業のプレシニア層を主な対象とし、参加をきっかけとし、リスクリングを行うためのアンラーニングとデジタルリテラシー向上の必要性に気づくことができる内容とすること。
- (イ) DX やリスクリングの概要を正確に理解し、その推進に向けて組織内における管理職の役割について認識を深めることができる内容とすること。
- (ウ) 参加を契機として、(2) の DX・リスクリング体験講座の集客に繋がるようなものとする。

イ 実施場所・回数等

鳥取県内の会場で 1 回以上実施し、1 回あたり 120 分以上とすること。

ウ 講師

講演会の開催にあたって必要となる講師の選定および調整を行うこと。

エ 定員

30 名以上とすること。

オ 開催方法

- (ア) 感染症拡大や自然災害などやむを得ない場合を除き、原則、集合形式とオンラインのハイブリット形式で実施すること。
 - (イ) 受注者は、会場確保、機器準備、設営、受付、進行、事後アンケートなど運営に必要なことを行うこと。
- なお、複数回実施する場合、会場は各回異なる場所でもよい。

(2) DX・リスクリング体験講座の企画及び実施に関すること

ア 実施方針

- (ア) 鳥取県内企業のプレシニア層を主な対象とし、プレシニア層が理解しやすい身近なデジタルツールやクラウドサービス（以下、「デジタルツール等」という。）の活用を通じて、簡易なリスクリングを体験できる内容とすること。
- (イ) リスクリング体験を通じて、デジタル分野における苦手意識の払しょくやマインドセットの変化を促し、組織内における DX の推進やそれに向けた社員のリスクリングの推進について理解を深める内容とすること。
- (ウ) 参加者がリスクリング体験で得た知見やスキルを持ち帰り、組織内の業務効率化や業務改善など実務への展開に繋げることができる内容とすること。

イ 実施場所・回数等

- (ア) 鳥取県内の東部・中部・西部の 3 地域で、それぞれ同一内容の体験講座を実施すること。
- (イ) プレシニア層の理解度や学習効果を踏まえた実施回数、講座時間を設定すること。

ウ 講師

体験講座の開催にあたって必要となる講師の選定および調整を行うこと。

エ 定員

各回 15 名以上とすること。

オ 開催方法

(ア) 感染症拡大や自然災害などやむを得ない場合を除き、原則、集合形式で実施すること。

(イ) 受注者は、会場確保、機器準備、設営、受付、進行、事後アンケートなど運営に必要なことを行うこと。

カ その他

(ア) 体験講座で使用するデジタルツール等については、参加者が無料で使用できるものを選定すること。なお、参加者が体験講座の後に、各自で使用する際には有料となるようなツールであっても選定可とする。

(イ) 体験講座で必要となるネットワーク環境については受注者が用意すること。なお、パソコン等の端末類については、参加者が用意することを想定している。

(3) DX・リスキリング講演会及び DX・リスキリング体験講座の参加者募集に関すること

ア 広報用チラシの作成・印刷等

(ア) チラシは、幅広い業種の企業のプレシニア層が関心を持ちやすく、参加意欲を喚起できるよう工夫された構成・表現とすること。

(イ) チラシの電子データ及び印刷物 1,000 部を発注者へ納品するとともに、必要に応じて受注者にてウの広報・周知活動に活用すること。

イ 申込フォームの作成

申込フォームを作成し、申込みを受け付けること。

ウ 広報・周知活動

発注者と協力し、受講者募集に係る広報活動を実施すること。必要に応じて、問合せ受付などを実施すること。

5 成果物の提出

(1) 成果物

本業務の実施にあたって、下記の成果物を納品すること。

ア 実施報告書

全体概要、実施スケジュール、実施内容、参加者一覧、アンケート結果、今後の改善提案等を記載すること。

イ 業務完了報告書

仕様書様式による

(2) 報告期限

業務完了後 10 日以内

(3) 提出場所

鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課（鳥取県東町一丁目 2 2 0）

6 一般事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、アの承認をしない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が委託料の 50 パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(3) 守秘事項等

- ア 受注者は、委託業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務及び受注者（再委託先を含む。）の教育目的においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- イ 受注者は、委託業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ウ 受注者は、委託業務に従事する者並びに（２）の規定により委託業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、ア及びイの規定を遵守させなければならない。
- エ 発注者は、受注者がア、イ及びウの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合、受注者に対し、この契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
- オ アからエの規定は、業務期間の満了後又はこの契約解除後も同様とする。

(4) 目的外使用等の禁止

受注者は、委託業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

(5) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

(6) 委託業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の委託業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(7) 仕様書と委託業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、委託業務の履行内容が仕様書又は発注者受注者協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

(8) 事故等発生時の対応義務

- ア 受注者は、事故等の発生により委託業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
- イ アの場合において、受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

(9) 一般的損害

委託業務を行うにつき生じた損害（（10）のア又はイに規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(10) 第三者に及ぼした損害

- ア 委託業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- イ アの規定にかかわらず、アに規定する賠償額のうち、発注者のみの責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。
- ウ ア又はイの場合、その他委託業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者受注者協力してその処理解決に当たる。

(11) 責任の制限

発注者受注者双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は、当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は、当該部分について委託料の支払義務を免れる。

(12) 完了報告及び検査

- ア 受注者は、委託業務を完了したときは、5に定めるところにより完了報告書を発注者に提出しなければならない。
- イ 発注者は、アの完了報告書を受理したときは、受理後10日以内に委託業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- ウ 発注者は、イの規定に基づき検査を行った結果、委託業務を合格と認めたときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
- エ 受注者は、イの規定に基づく検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。
- オ イ及びウの規定は、エの再検査の場合において準用する。

(13) 委託料の支払

- ア 受注者は、(12)のウ((12)のオにおいて準用する場合を含む。)の通知を受理した後、発注者に委託料を請求する。
- イ 発注者は、アの規定による正当な請求書を受理した日から30日以内に、請求に係る委託料を受注者に支払う。
- ウ 発注者が正当な理由なくイに規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

(14) 違約金

発注者は、受注者が業務期間内に委託業務を完了できなかったときは、遅延日数に応じ、委託料から既完了部分(受注者が既に委託業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。)に対する相当額を控除した額に対し、鳥取県会計規則第120条の規定により計算した額を、違約金として受注者に請求することができる。

(15) 業務の中止

発注者は、必要があると認めたときは、委託業務の履行を一時中止させることができる。

(16) 追完請求権

- ア 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物がこの契約で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- イ アの規定により発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
- ウ ア及びイの規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

(17) 任意解除

- ア 発注者は、(18)又は(19)の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- イ 発注者は、アの規定によりこの契約を解除する場合、この契約解除の1か月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、発注者受注者協議して定める。

(18) 催告による解除

- ア 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (ア) 正当な理由なく、始期を過ぎても委託業務に着手しないとき。
 - (イ) 委託業務を遂行する見込みがないとき又は委託業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
 - (ウ) 正当な理由なく、(16)のアの履行の追完がなされないとき。
 - (エ) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(19) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(ア) 委託業務の履行不能が明らかであるとき。

(イ) 委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(ウ) (ア) 及び (イ) に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が (18) のアの催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(エ) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

(オ) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(カ) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

g 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(20) 解除の制限

(18) のアの (ア) から (エ) まで及び (19) のアの (ア) から (ウ) までの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、(18) 及び (19) の規定によるこの契約の解除をすることができない。

(21) 賠償の予定

受注者が (19) のアの (エ) に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(22) 個人情報の保護

ア 受注者は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

イ 受注者は、(2) の規定により委託業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合、当該受託者に対して特記事項を遵守させなければならない。

(23) 専属的合意管轄裁判所

この契約に係る訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(24) その他

- ア この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。
- イ 契約書の作成に当たり、本仕様書の6の一般事項を契約書に記載した場合は、当該一般事項を本仕様書から削除する場合がある。
- ウ 本仕様書中の一般事項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該一般事項の趣旨を変えない範囲で用語を変更することがある。

業務完了報告書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所
企業・団体名
代表者職氏名

令和7年 月 日付けで委託契約を締結した業務が完了したので、契約書第 条第 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

委 託 業 務 の 名 称	令和7年度プレシニア層向け DX・リスクリング体験講座実施業務
委 託 料	円
業 務 実 施 内 容	1 DX・リスクリング講演会の企画及び実施に関すること 2 DX・リスクリング体験講座の企画及び実施に関すること 3 DX・リスクリング講演会及び DX・リスクリング体験講座の参加者募集に関すること
着 手 年 月 日	
完 了 年 月 日	

※業務実施内容は別紙添付可